

[リサーチレビュー]

[2015 Vol5 No3]

[保険医学総合研究所]

[2015年9月]

[目次]

研究報告

ファッションタトゥ問題.....	2
------------------	---

消費者向け研究報告解説

研究報告「ファッションタトゥ問題」	7
-------------------------	---

研究報告

ファッションタトゥー問題

報告者 所長 佐々木光信

1)はじめに

外国人の急増を受けて、温泉や入浴施設における『「入れ墨・タトゥーのある方」お断り』問題（入浴施設問題と略）が、クローズアップされている。外国からの観光客増加を目論む国策との関係でも影を落とし、遂に観光庁が調査に乗り出すことが報道されている¹。一方、報道の中では、観光庁長官は、一般の国民の間に「入れ墨に対する独特のイメージがある」ことを認める発言をしている。日本においても、若者を中心にファッションタトゥーが流行し、彼ら、彼女らから従来の国民感情や入浴施設問題との軋轢に苦慮するとの声が挙がってきているようである。このようなファッションタトゥーの拡がり、日本より欧米を中心にその傾向は強く、世界的にタトゥーへの抵抗感の低下現象が確認されている。日本は入れ墨を忌避する感情が強いが、世界には民族文化として入れ墨が定着している国もあり、入れ墨の背景は、様々である。

さて、生命保険においては、「入れ墨を入れていると生命保険に入れない」という事実が、既に社会通念上定着しており、“一般の国民の間に「入れ墨に対する独特のイメージがある」”（以下、国民イメージ）という点が、その背景になっている。各社の保険実務を詳細に確認できないが、入れ墨を入れた方の契約を見合わせる実務（以下、謝絶）は確かに取り入れられている。したがって、入浴施設問題と同様に、生保業界においても最近の若者を中心としたファッションタトゥーの拡がりには、困惑するばかりでなく、実務対応に苦慮しているとの担当者の声を耳にしている。

本レポートでは、ファッションタトゥーへの意識調査、諸外国における増加状況、日本の歴史における入れ墨文化を確認した上で、入れ墨の法制度における取り扱いの変遷と国民イメージの形成の背景を確認したい。さらに、入れ墨に対する保険実務的取り扱いについてファッションタトゥーを含め考察する。

2)ファッションタトゥーの現状

日本でも、有名な歌手やタレント・モデルのファッションタトゥーに影響されファッションタトゥー文化が若者を中心に普及し始めている。男性では EXILE のタカヒロさん・ATSUSHI さん、B's の稲葉浩志さん、女性では安室奈美恵さん、浜崎あゆみさんなど列挙すれば切がない。以前は、入れていても肌を露出することは稀であったが、現在では公共の場でも、若者のファッションタトゥーを目にすることが稀

¹ http://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000496.html 観光庁久保長官が、2015年6月17日記者会見で、入浴施設問題の質問に対して、対策の一環として旅館・ホテルを全国3700箇所で開催することを回答している。

ではなくなっている。肌の露出部分にまで部位が拡大し、人に見せるファッションとして確実に増加が実感される状況である。

日本における入れ墨を入れた統計は、犯罪者や受刑者に限られており、公的な資料は残念ながら確認できない。一方、ネットで確認できるファッションタトゥーに対する意識調査は、信憑性や、調査対象者の選別方法が公開されていないなど問題はあるが、10歳代別調査で1.2%から2.9%が、入れ墨を入れていると回答している。30歳代が2.9%と最も高く50歳代が1.2%と最も低い結果である。さらに、タトゥーに対する不快感は高齢者ほど強い結果になっている。また、興味深いのは、タトゥーを入れた事に関する「後悔」についての調査結果は、約40%が後悔していると回答し、14%の者が将来後悔するかもしれないと回答していることである²。

さて、西欧ではタトゥー文化の急拡大していることが具体的に報告されている。ドイツでは国民の8.5%が、フランスも同程度で、フィンランドやオーストリアでは約10%が入れている結果である。しかし、若者に限れば15-25%に達していると報告され³、別の報告ではイタリアのタトゥーパーラー（英文訳で、タトゥーを商業的に入れるお店のことを意味する）が、2009年に257店であったのが、2014年には2055店と6倍に増加していると報告されている⁴。このような背景を踏まえ、タトゥーの安全性や法規制のあり方が、議論されている。

3) 日本文化と入れ墨

入れ墨なのか刺青なのか、用語に関しては厳密な学術的区分はないようである。刺青は、古い中国の文献には使用されているものの、日本における使用は近代になってからである⁵。また文身も使用されており、刑罰として使用されることが多かった入れ墨であるが、本レポートでは「入れ墨」を使用する。

日本人と入れ墨の関係は、古くは縄文人にまで遡り、各地で出土する土偶で古代から取り入れられていたことが分かる。また文献的には魏志倭人伝に、日本人が入れ墨による装飾を施していたことが記録されている。さらに、地域別に見ると北海道のアイヌにも沖縄にも古くから入れ墨の風習があったことが確認されている。

江戸時代には、肌を露出する職種を中心に入れ墨が普及し、町人文化として日本に定着していたことは有名である。一方、刑罰として入れ墨刑（いにしえは、黥刑と称された）が取り入れられていた⁶。入れ墨の彫り物を芸術の域にまで高めた彫り師が存在していたことが知られている。絵を描く芸術家と同様であったことであろう。一方、刑罰としての入れ墨は、藩ごとに様々であったようである。当然、入れ墨は犯罪者としての烙印であり、その後の社会復帰を困難にするはずで、細川藩の公文書にもその点の記録が残っている。現代から見れば過酷な刑罰と言えるが、戦国時代に一般的であっ

² http://www.cocomiru.jp/topic/enquete_tattoo.html

³ Curr Probl Dermatol. 2015;48:6-20. doi: 10.1159/000369175. Epub 2015 Mar 26.

⁴ Curr Probl Dermatol. 2015;48:201-5. doi: 10.1159/000369228. Epub 2015 Mar 26

⁵ 明治44年に谷崎潤一郎が、「刺青」を使用して以後である。

⁶ 小野友道、いれずみの文化論、河出書房新社

た残虐な刑罰から平和な徳川時代により温和な刑罰として取り入れられたと小野氏の「いれずみ文化論」に解説されている。

このように明治維新になるまで、栄えた入れ墨文化は、その後西欧化の流れの中で国策として否定されていく。すなわち、入れ墨を否定する規制の導入され、GHQ による第二次大戦後の規制緩和まで続くのである。明治から戦中まで、入れ墨＝違法行為の認識が定着していくことになり、醸成されたイメージにより一般の国民は入れ墨を忌避することになるのである。しかし、現在も公衆浴場に行けば、高齢のとび職と思われる方の彫り物を目にすることがある。明治期に、入れ墨文化が消滅することを嘆いて、故福士政一教授が入れ墨のある皮膚の蒐集を行ない、その標本が東京大学医学部の標本室に保管収蔵されている⁷。

一方、肝心なのは、一般国民の入れ墨を忌避する感覚とは異なり、反社会的組織に所属する者や準構成員が、組織への帰属性を誇示する目的で能動的に入れ墨を受容することが知られており⁸、入れ墨＝犯罪者のイメージに加え、入れ墨＝反社会的勢力との認識が日本社会に定着していることである。これが、入浴施設問題と生命保険の謝絶問題の背景にある本質であろう。

江戸時代に花開いた入れ墨文化とことなり、明治時代以後極限られた正業のとび職などを除いて一般国民における入れ墨文化は消失した。社会の水面下に存在することになった入れ墨は日本固有の社会的問題を孕む存在になっていたのである。そこへ、最近数年でファッションタトゥーが普及しはじめ、多くの国民の理解と心情的許容を待たずに、新たな入れ墨文化として、その急激な隆盛が、社会的軋轢を生じさせている状況である。その矢面に立つのが、観光業・入浴施設および保険業界なのである。

4) 入れ墨の医学的問題

入れ墨に対する各国の規制状況は様々であるが、EU は入れ墨用のインクに関する規制が主である。すなわち、入れ墨の是非ではなく、異物を刺入することの問題に焦点を絞って、入れ墨の刺入行為の安全性と化学物質としてのインクの安全性が問題になっている。後者については EU が過去 2 度に渡って、インク成分の物質別規制案を公表しているが、新たに導入されるインクへの対応がカバーされていない状況になっている⁹。

タトゥーの歴史は古く、様々な物質がタトゥーペイントとして使用されてきた。植物成分や鉱物などの天然資源を使用しているものや、化学的に合成されたものまで多岐にわたり、色素も多種類に渡るため、毒性に関しては、それぞれの素材で異なることになる。最近では、インクにナノ素材が使用されており、異物としての反応性が高まることが危惧されている¹⁰。

⁷ 読売新聞、1932 年 4 月 28 日

⁸ 科学警察研究所報告 防犯少年編 12(2), 41-50, 1971-12 暴力団員の断指と刺青 (暴力団の伝統的副次文化の研究-1,2-)

⁹ Curr Probl Dermatol. 2015;48:196-200. doi: 10.1159/000369227. Epub 2015 Mar 26.

¹⁰ Curr Probl Dermatol. 2015;48:170-5. doi: 10.1159/000369319. Epub 2015 Mar 26.

タトゥによる健康被害は多種類知られており、基本的に異物沈着症(表皮を超え真皮にインクが生涯に渡り沈着する)に関する合併症として医学的には捉えられ、世界的にも急性の皮膚炎やタトゥの特徴的なサルコイドーシス型肉芽腫が多く報告されている。また発癌の報告もあるが、統計的分析はされていない。日本でも健康被害の報告は多数あり、また真意が今のところ不明確であるが、入れ墨のインクに対するMRI検査の副反応(主に火傷)のリスクが懸念されている。

異物としてのインク成分の感染リスクや異物反応リスクおよび発癌リスクなど指摘されているが、当然不潔な施術所における入れ墨の刺入の問題も指摘されている。

しかし、このような入れ墨を入れることによる直接的な副作用よりも、社会的に問題になっているのは、入れ墨を後悔するものが一定数存在し、入れ墨を消すためには専門の医学的技術が必要になることである。元々、後悔する者は、周囲に隠れて入れ墨除去の施術を受けることが多く、医療機関でない場所で施術を受け、使用するレーザーによる火傷の報告も見られている。入れ墨のある者には、入れ墨の直接的な副作用と入れ墨除去に伴う副作用の医学的リスクがあることを理解しなければならない。

なお、反社会的勢力や犯罪者の入れ墨については、入れ墨のみならず薬物の不適切使用に伴う、肝炎ウイルスの感染リスクが高く肝臓がんの発生リスクが高いことが報告されている^{11,12,13}。入れ墨刺入の針や、薬物の注射針の使いまわしが引き起こす感染リスクであり、ファッションタトゥを入れる者とは、おそらく医学的リスク構造は異なるはずである¹⁴。

5) 入れ墨と法律

先述したとおり、江戸時代には刑罰として入れ墨が行われていたが、明治時代にも続いている。入れ墨自体社会的に制限されるようになるのは、1872年(明治5)11月8日の東京府達で同月13日から施行された東京違式註違条例が嚆矢になり、旧刑法では明治32年10月20日施行された「入れ墨禁止令」は旧刑法の遺警罪として入れ墨が禁止されている。入れ墨を入れることも、これを業とすることも禁止されたのである。したがって、入れ墨＝違法というイメージが日本に定着していくことになる。

新刑法では、削除されたため入れ墨に関しては、刑法上の規定は何もない。その代わりに都道府県単位で条例が制定され、多くの場合18歳未満の入れ墨が禁止されている。

入れ墨を業と為すためには、医師の資格が必要であり、旧来からある彫り師を含め医師資格がないものが刺入術をすれば医師法違反である。最近もアートメイクと称して眉の部分にインクを刺入した施術者が、逮捕されている。確かにインクの刺入は傷害行為に該当し無資格であれば違法になるが、施術者と依頼者が合意しており、周辺に有害事象を拡大するものではないためか、危険ドラッグ

¹¹ 東邦医学会雑誌 (0040-8670)33 巻 1 号 Page36-41(1986.05)

¹² 矯正医学 (0452-974X)41 巻 2～4 Page75-76(1993.02)会議録、矯正医学 (0452-974X)53 巻 2～4 Page132-133(2005.02)会議録

¹³ 日本保険医学会誌 108(3), 270, 2010-09-17

¹⁴ The Tokai Journal of Experimental and Clinical Medicine (0385-0005)13 巻 4～5 Page191-218(1988.12)

と比較して明確に警察や厚生労働省による規制が緩い状況である。しかし、この点は、今後若者を中心としたファッションタトゥの普及を考えると個人の健康被害の啓蒙と施術者に対する一定の取締りが必要と考えられる。

6) 生命保険とファッションタトゥ

契約自由の原則は保険契約においても例外ではないため、保険会社が保険者としてどのような対象と契約するかは、自由であると考えられている。お見合いで、身長が低いから破談になったとしても、人権差別として糾弾されないのと類似している。しかし、保険業には契約自由の原則があったとしても、契約引受けの基準が全く自由のままでよいかは、これまでも議論されてきたところである。有名な問題として遺伝子異常のある場合の謝絶は、差別問題として捉えられ、世界的に許容されていない。すなわち、契約自由の原則を拘束する一因として差別的取り扱いと見る世論の存在である。謝絶とされた者から差別的取り扱いとの意見が示されても、世論がその意見を否定するなら、保険会社の謝絶の判断と実務は許容される。

以上の原則を理解した上で、入れ墨と保険引受けについて考えてみると、入れ墨を理由とした謝絶は、差別的であるとの苦情につながっている。しかし、現在のところ世論から差別的取り扱いに同調する見解は見られていない。昨今、反社会的勢力との決別が全ての事業者に求められ、保険業界も同様である。行政の指導も厳しくなり、反社会的勢力の排除は約款に規定するまでに至っている。このような厳格な排除姿勢を社会に示すためにも、入れ墨に対するアレルギー的とも言える対応が、保険実務に浸透しているのである。現在は、契約者、被保険者及び受取人のいずれかが、反社会的勢力であれば、締結した契約も解除になるのである。したがって、事後対応よりも加入時に厳格な対応を採用することが次善の策なのである。

さて、問題は元に戻ってファッションタトゥの普及についてである。ファッションタトゥを入れた者まで謝絶にすることは果たして契約自由の原則であると申し開きが可能かどうかである。何も知らない健康な若者たちが、きれいな洋服を着たりアクセサリを身に着けたりすることと同様に、皮膚の一部にファッションタトゥを入れただけで、保険契約を拒絶されることには、納得が得られないはずである。果たして、謝絶という保険会社の判断に世論はどのように応えるのであろうか。世論は、世相を反映し時代と共に変化する。したがって、反社会的勢力の排除とファッションタトゥの引受けという調整が、世論が見えない段階では必要になるはずである。ファッションタトゥなのか、反社会的勢力としての表象なのか実務で判別することは容易ではないであろう。保険引受けにタトゥの有無を考慮しないという大胆な転換が可能か、監督官庁と、そして世論と協議する必要があるであろう。

消費者向け研究報告解説

研究報告「ファッションタトゥ問題」の解説

入れ墨(刺青、文身、その他の呼び方がありますが、入れ墨に統一してレポートします)に関する問題は、過去保険会社では、環境選択と医学的な選択に関するセンシティブな問題として取り上げられてきました。これは、入れ墨に関する日本人が有する特別なイメージによりますが、このようなイメージは、明治以後の法的な取扱いと関係しています。江戸時代まで日本には入れ墨文化が存在していましたが、明治以後一般社会化からは隔絶された水面下の分化として継続されてきたことは周知のことです。ネットでは、「入れ墨のために、保険契約に加入できなかった」「入れ墨があると保険契約できないのでしょうか」という文言が、飛び交っています。保険契約とも関係するタトゥ問題に、ファッションタトゥの普及という問題が新たに突きつけられています。世界的な普及と海外旅行者の増加で、入浴施設においても新たな取り組みの模索が始まっています。本レポートにおいては、ファッションタトゥへの意識調査、諸外国における増加状況、日本の歴史における入れ墨文化を概観し、入れ墨の法制度における取り扱いの変遷と国民イメージの形成の背景を確認しています。さらに、ファッションタトゥに対する保険実務の取り扱いを考える際の原則についても紹介しています。